

# 本町小学校 いじめ防止基本方針

平成26年3月10日 策定  
(令和5年4月3日改定)  
横浜市立本町小学校  
いじめ防止対策委員会

## 1. いじめ防止に向けた学校の考え方

### (1) いじめの定義

法第2条にあるように、「いじめ」とは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(※いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照)

### (2) 横浜市基本方針(いじめ防止に向けての基本理念)

全ての子どもは、かけがいのない存在であり、社会の宝である。子どもが健やかに成長していくことは、いつの時代も社会全体の願いであり、豊かな未来の実現に向けて最も大切なことである。

子どもは、人と人との関わり合いの中で、自己の特性や可能性を認識し、また、他者の長所等を発見する。お互いを認め合い、誰もが安心して生活できる場であれば、子どもは温かい人間関係の中で自己実現を目指して伸び伸びと生活できる。しかし、ひとたび子どもの場に、他者を排除するような雰囲気形成されれば、その場は子どもの居場所としての機能を失い、いじめを発生させる要因ともなりかねない。子どもにとって、いじめはその健やかな成長への阻害要因となるだけでなく、将来にむけた希望を失わせるなど、深刻な影響を与えるものとの認識に立つ必要がある。

そこで、いじめを防止するための基本となる方向性を次の通り示す。

- ・ いじめは、どの集団にも、どの学校にも、どの子どもにも起こる可能性がある最も身近で深刻な人権侵害案件である、ということを全教職員の共通認識とする。
- ・ 教職員の組織力向上に努め、情報共有を徹底する。
- ・ 児童、保護者、地域の方々との信頼関係強化に努め、いじめ早期発見、早期対応を図る。
- ・ 児童自らが安心して豊かに生活できる社会や集団づくりを進めていく自覚を促し、いじめを許さない子ども社会の実現に努める。

### (3) いじめ防止等に向けた本町小学校基本理念

本校の学校教育目標「人や自然に進んでかかわり、自ら学びを高め、心豊かにたくましく生きていく力を育てます。」の具現化を目指す中で、「笑顔・信頼・協働」をコンセプトに全職員が組織的な協力(チーム本町)によって、児童のいじめ防止に向けて、児童理解を深め、児童が安心して学べる学校づくりを推進していく。

次の5点をいじめ防止のための基本姿勢とする。

- ① いじめの未然防止を常に意識し、「明るいあいさつ」「気持ちのよい返事」の励行を大切にし、学校全体でいじめの起きない風土づくりに努める。
- ② 日々の「わかる授業、楽しい授業」の創造や児童のよさをとらえ、自尊感情を引き出す指導に努

める。

- ③ 学校、家庭、地域が連携・協働して、児童の小さな心のシグナルを見落とさないよう、教職員もアンテナを高くして、児童の指導支援にあたる。
- ④ 学校全体で児童の健やかな成長を支え、見守る役割を果たせるように努める。
- ⑤ いじめの早期解決のために、当該児童の安全を保障するとともに、学校内だけでなく、各関係機関や専門家と協力して解決にあたる。

#### (4)「本町小学校いじめ防止基本方針」策定のねらい

保護者・地域・関係機関との連携を図りつつ、学校全体でいじめ防止及び早期発見に取り組み、児童がいじめを受けていると思われたときは、直ちに「学校いじめ防止対策委員会」を開き、適切かつ迅速、組織的に対応することを目的とする。

## 2. 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

### (1)「学校いじめ防止対策委員会」の構成

管理職(校長・副校長)・児童支援専任・教務主任・養護教諭・学年主任

※ 状況に応じて、心理、福祉の専門家(学校カウンセラー、スクールソーシャルワーカー等)の参加を求める。

### (2)「学校いじめ防止対策委員会」の運営

- 常設とし、月1回以上定期的に開催する。
- いじめを認知したとき、また、疑いがある段階で直ちに開催する。
- 学校長のリーダーシップのもと、学校として組織的に対策方針を決定する。
- 「学校いじめ防止対策委員会」の会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。
- 話し合われた内容について、関係職員で共通理解を図る。

### (3)「学校いじめ防止対策委員会」の役割

いじめ事案に対して、全職員による組織的な取り組みを行うために、次のことをする。

- いじめ未然防止、早期発見、早期対応の中核を担う。
- 対応の方針を決定する。
- 児童への対応、調査、報告等の役割分担をする。
- 情報収集や記録、情報の共有化を行う。
- 必要に応じて関係機関との連携を進める。

<他機関との連携>

伊勢佐木警察署、中央児童相談所、子ども家庭支援センター

中部療育センター、東部学校教育事務所、横浜吉田中学校、近隣校など

- いじめ防止のための年間計画を作成し、PDCA サイクルでの検証を行う。

## 3. いじめの未然防止、早期発見、事案対処

### (1) いじめの未然防止

- 本町スタンダードにより、学校の約束(登下校・持ち物など)を徹底する。
- 会や集会、学級での友達の話をも共感的に聞こうとする優しい気持ちを育てる。

- 学年が交流するたてわり活動は、年間を通じて計画的に行い、いろいろな立場の友達との関係づくりを推進する。
- 全教育活動を通じて人権教育、道徳教育の充実を図り、豊かな情操や道徳心を養う。
- 「子どもの社会的スキル横浜プログラム」の活用し、望ましい集団づくりを心がける。
- 児童会活動、クラブ、委員会、学級活動など個々の良さを発揮できるような活動場面を設定し自己肯定感、自己有用感を育てる。
- 分かる授業を心掛け、児童間の人間関係、些細な変化に気付くことに努める。
- 人権意識や特別支援教育の観点を大切にし、一人ひとりの児童の個性を互いに認め合える学校風土を育てる。
- 新年度に新旧学年の引継ぎを確実にし、児童の状況把握に努める。
- 集団の指導、個別の指導を意図的に行い、その状況を家庭に発信していくとともに、懇談会などで保護者への啓発活動に努める。
- 教科担任制の導入などにより、複数体制での児童指導や児童との関係構築に努める。

## (2) いじめの早期発見

- 年間2回のアンケート(年度当初のいじめ早期発見のための生活アンケート、いじめ解決一斉キャンペーン無記名アンケート)を実施し、実態の把握早期発見に努める。
- いじめを見逃さない教職員の見守り体制を整える。言葉や態度など気になる児童がいたらチームで対応する。
- 毎週の打ち合わせの中で、気になる児童の様子や生活面で指導が必要なことを報告し、共通理解を図った上で指導にあたる。
- 保護者・地域、見守り隊、放課後キッズクラブなどの学校協力者との連携を密にし、情報の収集に努める。
- 児童及びその保護者、並びに学校の教職員がいじめに係る相談を行うことができる 体制として、管理職、児童支援専任、養護教諭などの学校職員あるいはスクールカウンセラーがいることを周知し、その活用を促す。
- インターネットを通じたいじめへの対処および情報モラルを推進する。

## (3) いじめに対する措置

- ① 初期対応
  - ・ 被害児童やいじめを知らせてきた児童の気持ちを受け止めるとともに、安全を確保し、「学校いじめ防止対策委員会」を直ちに開き、情報の共有、対応方針の決定、記録の作成を行う。(役割分担を明確にする。)
  - ・ 被害児童の保護者への説明、及び意向の確認を行い、学校としての対応の方針を決定する。
- ② 関係児童に対して
  - ・ 教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関・専門機関との連携のもとで適切な指導を行うとともに、関係児童のストレスや不安等を認識し、再発防止に取り組む。
  - ・ 関係児童の保護者へ事実の説明を行い、今後の指導方針について確認を行う。
- ③ 継続対応
  - ・ 全職員で情報を共有し、再発防止に向けて、適切かつ継続的に指導及び支援する。
  - ・ 被害児童救済を第一とし、継続的なケアを行う。被害児童の心のケアについて、スクールカウ

セラ―等と連携を図る。

- ・ 学級、学年の集団の改善に努め、その変容を被害児童や被害児童保護者にていねいに伝え、安心した学校生活が送れるように努める。
- ・ 保護者の協力を求めたり、警察署等関係機関と連携したりする。
- ・ いじめに対する児童対応の中では、特別支援教育の視点も取り入れ、一人ひとりの受け取り方、感じ方に配慮しながら実態を把握し、指導や支援に生かす。

#### (4) いじめの解消

いじめの解消の要件は、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があるので、定例の「学校いじめ防止対策委員会」で確認する。

- いじめの行為が少なくとも3か月(目安)止んでいること。
- いじめを受けた児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと。

#### (5) 教職員等への研修

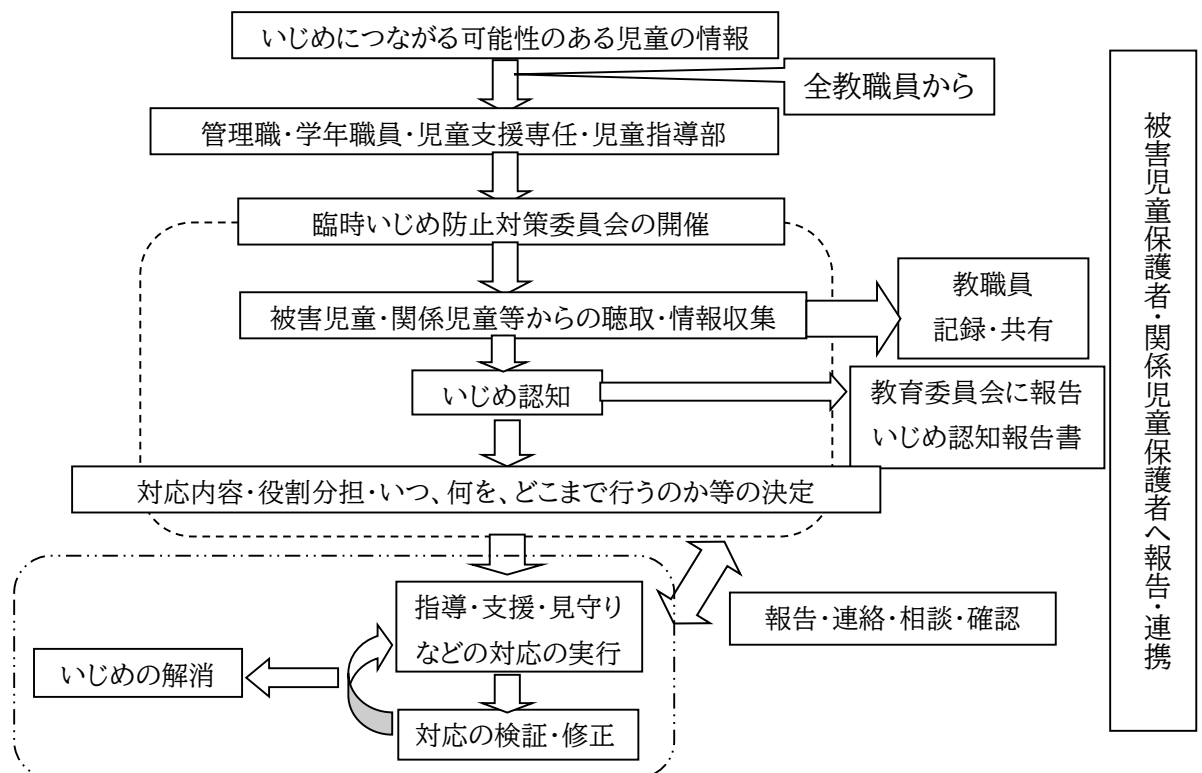
「いじめ」根絶！横浜メソッド等を活用し、児童の心理や、行為・行動の背後にある子ども同士の人間関係をとらえる教職員の能力を高める実践的な研修(児童理解研修の推進)を定期的実施する。

- ☆ 児童理解研修 ☆ 人権研修
- ☆ 特別支援研修 ☆ インターネット研修

#### (6) 学校運営協議会等の活用

学校報告会や、教育懇話会、横浜吉田中学校区の「学校・家庭・地域連携事業」等を活用し、いじめ問題や学校が抱える課題等を保護者、地域と共有し、連携・協働して取り組む。

### 組織対応図



(7) 取組の年間計画

月	取組内容	
4	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会(今年度の活動方針等の確認)</li> <li>いじめ防止基本方針、年間計画の確認</li> <li>本町スタンダード確認 ・児童指導全体会(児童理解研修)</li> </ul>	児童引き継ぎ 児童の実態把握 担任との関係構築 家庭訪問
5	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ早期発見のための生活アンケート</li> <li>いじめ防止対策委員会 ・児童指導全体会</li> </ul>	学校説明会 学校運営協議会
6	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権の話(朝会) ・個別の指導計画作成</li> <li>いじめ防止対策委員会 ・ YP アセスメント実施への共通理解 1回目 (→人間関係の把握)</li> </ul>	地区懇談会
7	<ul style="list-style-type: none"> <li>☆人権研修 ・取組の検証</li> <li>前期前半の振り返り ・横浜こども会議</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	個人面談
8	<ul style="list-style-type: none"> <li>職員研修(YP アセスメントの分析と横浜プログラム活用について)</li> <li>いじめ防止対策委員会 ☆特別支援研修</li> </ul>	
9	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導全体会</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	
10	<ul style="list-style-type: none"> <li>児童指導全体会</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	
11	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間に向けて いじめ一斉キャンペーンの取組</li> <li>YP アセスメント実施への共通理解 ・いじめアンケート</li> <li>いじめ防止対策委員会 ・児童指導全体会</li> </ul>	
12	<ul style="list-style-type: none"> <li>人権週間の取り組み</li> <li>後期前半の振り返り(含・保護者面談)</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	個人面談
1	<ul style="list-style-type: none"> <li>YP アセスメントの変化を分析する。</li> <li>児童指導全体会</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	
2	<ul style="list-style-type: none"> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	学校教育報告会 学校運営協議会 新入生説明会
3	<ul style="list-style-type: none"> <li>今年度の取組の検証・新年度への引継ぎ</li> <li>いじめ防止対策委員会</li> </ul>	

※ アンケート、児童実態把握のための教育相談の実施や懇談会、保護者会、児童会の活動、非行防止教室、ネットマナー教室、弁護士によるいじめ防止教室などの取組を適宜行う。

※ 職員研修を4月に実施したうえで、始業を迎える。

## 4. 重大事態への対処

### (1) 重大事態の定義

いじめ防止対策推進法第28条第1項においては、いじめの重大事態の定義は、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき」(同項大号)、「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき」(同項第2号)とされている。0

### (2) 重大事態発生時の報告

学校は、重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

### (3) 重大事態の調査

重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ(いつ頃から)、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情としてどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したかなどの事実関係を可能な限り網羅的に明確にすることである。

### (4) 児童・保護者への報告

学校は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して説明する。これらの情報の提供に当たっては、学校は、他の児童のプライバシーに配慮するなど、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。

## 5. いじめ防止対策の点検・見直し

学校は、いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、必要に応じて、組織や取組等の見直しを行う。必要があると認められる際には、「本町小学校いじめ防止基本方針」を改訂し、改めて公表する。